

岐阜県自ら学ぶ教職員応援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、大学を除く公立学校に勤務する者をいう。以下同じ。）の自己啓発を促進し、教職員が自身の資質向上を目指して公務外で自主的に行う研修・研究活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、3人から10人程度の教職員で構成される自主研究活動グループ（以下「グループ」という。）であって、当該グループの構成員のうち2名以上が採用1年目から6年目までの教職員であるものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、グループが行う次に掲げる事項に関する自主的な研修・研究活動（補助金の交付を受ける日の属する年度の1月末日までの活動に限る。）をいう。

- (1) 授業研究、教材研究、教授法研究等の教科指導力の向上
- (2) 生徒指導、教育相談、学級運営等の教育課題の解決及び改善等
- (3) その他教職員の資質向上に関する認められる事項

2 前項の研修・研究活動は、次の各号の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 公務外で行われるものであること。
- (2) 内容が県の教育機関等が主催し、共催し、若しくは後援する研修と同じ、又は類似する以外のものであって、県の教育の発展に寄与するものであること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）等関係法令により制限し、又は禁止されている政治的活動及び宗教活動でないこと。

3 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師、アドバイザー等の招へいに要する謝金、交通費等
- (2) 構成員が調査、視察等に行くための交通費（当該グループが開催する研究会、研修会等に参加するための交通費及び宿泊費を除く。）、バス借上料等（調査、視察等の成果を構成員間で共有するための報告会等を開催するものに限る。）
- (3) 研究会、研修会等の開催に要する会場借上料等
- (4) 使用する資料の印刷及び製本に要する経費並びに書籍等の購入費
- (5) 使用する消耗品に要する経費

4 補助金の限度額は、一の年度内において、一のグループに対し、10万円とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式及びその添付書類は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書は、知事が別に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定通知等)

第5条 補助金交付決定通知書の様式は別記第2号様式とし、補助金不交付決定通知書の様式は別記第3号様式とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助対象事業に要する経費の額又は補助対象事業の内容の変更（次に掲げる変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

- ア 補助対象事業に要する経費の30%未満の減少
- イ 補助金の交付の目的に影響しない事業計画の変更
- ウ 構成員の変更

- (2) 補助対象事業を中止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 変更承認申請書（別記第4号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業中止承認申請書（別記第5号様式）
- （申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付の申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式及び添付書類は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から15日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の1月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定の通知）

第9条 規則第14条の規定による通知は、別記第7号様式により行うものとする。

（補助金の交付時期等）

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が定めるところにより、交付請求書（別記第8号様式）を提出しなければならない。

（書類、帳簿等の保存期間）

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（活動成果の還元）

第12条 この要綱による補助金の交付を受けて補助対象事業を行ったグループは、県教育委員会の求めに応じて補助対象事業の成果を県教育委員会の研修等において還元するものとする。

2 活動成果の還元のための活動は、公務とする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。